

平成27年度

第180回宮城県都市計画審議会議案書

平成28年3月

宮城県都市計画審議会

第180回宮城県都市計画審議会

日 時 平成28年3月25日(金)
午後1時30分から
場 所 宮城県行政庁舎
9階 第1会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 報 告
第179回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について
- 3 議 案
議案第2328号ほか 1件
- 4 そ の 他
- 5 閉 会

目 次

1 報 告

第179回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について ……	3
-------------------------------	---

2 議 案

議案第2328号 石巻広域都市計画区域の整備，開発 及び保全の方針の変更について ……	4
--	---

議案第2329号 石巻広域都市計画区域区分の変更について …	6
--------------------------------	---

第179回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について

決定主体	議案番号	関係市町村	件名	処理結果
宮城県	第2325号	塩竈市	仙塩広域都市計画道路の変更について	平成28年1月26日 宮城県告示第81号
宮城県	第2326号	大衡村	仙塩広域都市計画道路の変更について	平成28年1月26日 宮城県告示第82号
宮城県	第2327号	名取市	特殊建築物の敷地の位置について	平成28年1月13日 建築許可H27-9号

石巻広域都市計画区域の整備，開発
及び保全の方針の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

石巻広域都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更 (宮城県決定)

石巻広域都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように変更する。

1 石巻広域都市計画の整備，開発及び保全の方針

別添「石巻広域都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（案）」のとおり

2 変更理由

以下の理由により，石巻広域都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を変更するもの。

- ・震災からの復旧・復興と今後も起こりうる災害に備えるため，防御施設や避難路の整備，高台移転等による居住地の確保等を行うとともに，災害に強い安全な都市構造への転換が必要であること。
- ・人口減少・高齢社会の進展に対応した居住地や都市機能を集約した都市構造の実現を図りつつ，これと連携した公共交通ネットワークの再構築を進める必要があること。
- ・「宮城の将来ビジョン」（平成19年3月宮城県策定）に掲げる「富県宮城の実現」，「安心と活力に満ちた地域社会づくり」の実現に資する市街地の形成を目指す必要があること。

石巻広域都市計画区域区分の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

石巻広域都市計画区域区分の変更（宮城県決定）

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」市街化調整区域を市街化区域に変更する。

2 人口フレーム

区 分 \ 年 次	平成22年 (基準年)	平成32年 (目標年)
都市計画区域内人口	168 千人	148 千人
市街化区域内人口	145 千人	131 千人
配分する人口	—	131 千人
保留する人口	—	0 千人
(特定保留)	—	0 千人
(一般保留)	—	0 千人

理由

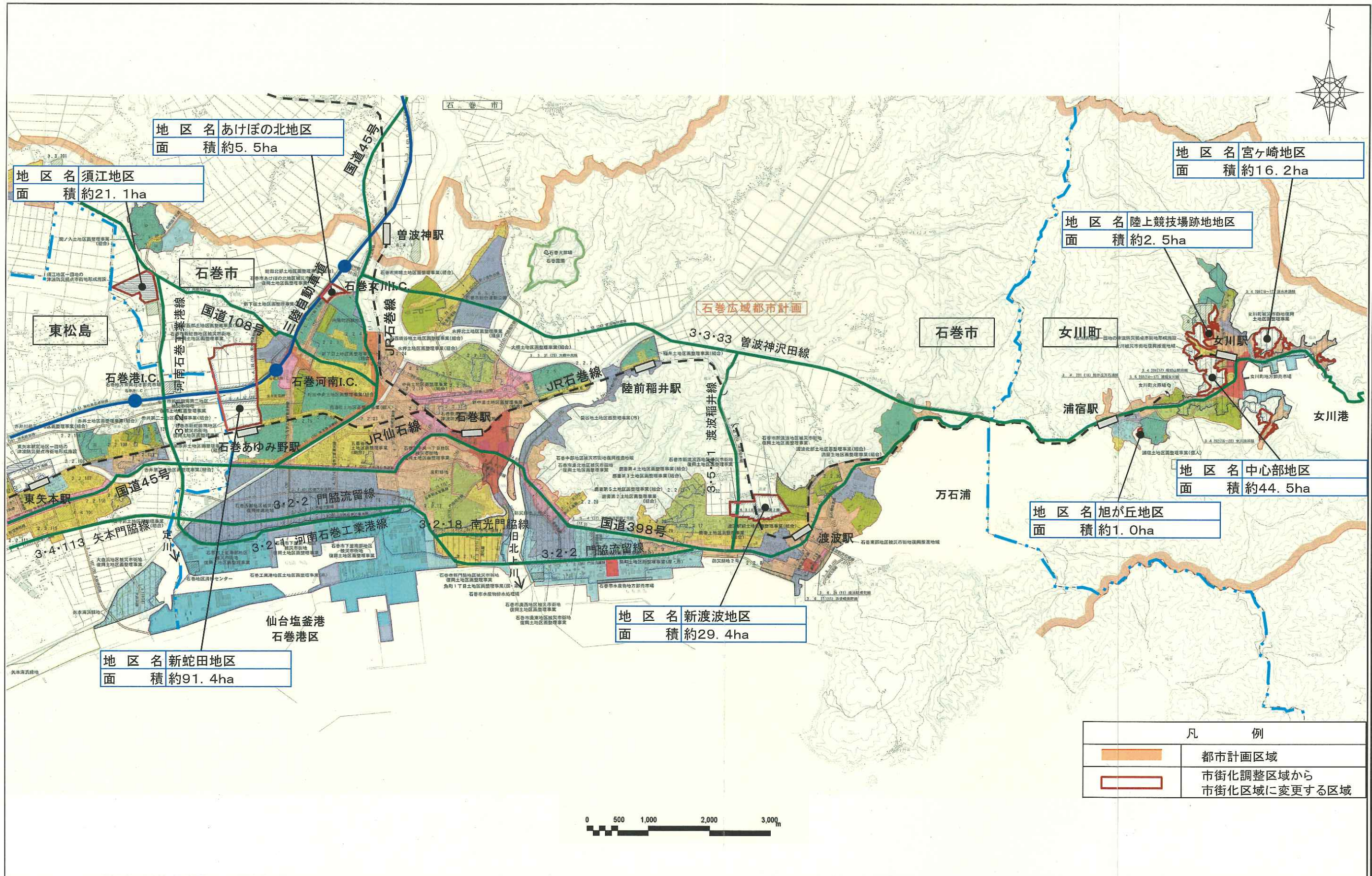
石巻広域都市計画区域において、東日本大震災以降の状況を把握するため、都市計画法第6条の規定による都市計画基礎調査を実施した結果、次のような震災後の都市における様々な問題が明らかとなった。

- ・都市計画と土地利用状況とが整合していないこと。
- ・東日本大震災復興特別区域法により市街化調整区域において面整備を行う地区に対して早急に都市計画による規制・誘導が必要なこと。
- ・現行市街化区域のままでは目標年において住宅地不足が見込まれること。

このことから、これら諸問題に対処するよう「石巻広域都市計画区域区分」について見直しを行う。

石巻広域都市計画 総括図

議案第2329号



石巻広域都市計画区域区分の変更（石巻市・女川町）

凡 例	
	都市計画区域
	市街化調整区域から市街化区域に変更する区域